

保健室だより



平成 20 年 11 月発行
大正大学保健室

薬物乱用のない社会環境づくりを！ 今回は「薬物乱用」について考えてみましょう。

「薬物乱用」の問題は世界的な広がりを見せ、人間の生命はもとより、社会や国の安全や安定を脅かすなど、最も深刻な社会問題の一つとなっています。

薬物の乱用は、一度しかない人生を台無しにしてしまいます。「1回だけなら大丈夫、いつでもやめられる」そんな甘い考えこそ危険です。「正しい知識」と「断る勇気」を持ちましょう。

“薬物乱用の基礎知識”



◆薬物乱用とは

「薬物乱用」とは、医薬品を「医療目的」からはずれて使ったり、医療目的のない薬物を不正に使ったりすることです。

医療目的の薬物は、「治療や検査」のために使われるものです。それを「遊びや快感」を目的に使用した場合は、たとえ、**1回使用しただけでも乱用にあたります。**

◆薬物を乱用すると

薬物乱用のもっとも恐ろしい特徴は、何度もくりかえして使いたくなる「依存性」と、使用をくりかえしているうち、それまでと同じ量では効かなくなる「耐性」という性質です。

薬物の乱用は、健康に重大な影響を及ぼし、本人だけではなく家庭や社会にも大きな影響を及ぼします。

◆乱用される薬物とは

乱用される薬物には、覚せい剤、大麻（マリファナ）、コカイン、ヘロイン、あへん、MDMA、マジックマッシュルーム、LSD、シンナー・トルエン（有機溶剤）などがあります。



1. 覚せい剤 (エス、スピードなど) 2. 大麻樹脂 (マリファナ、ハッピーなど) 3. 麻薬 (MDMA) (エクスタシーなど)



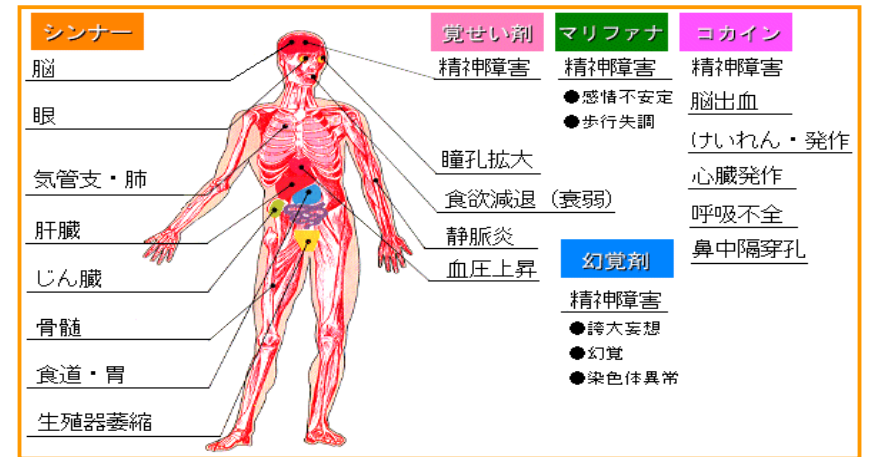
4. 麻薬 (マジックマッシュルーム) 5. LSD (アシッドなど)

(写真提供) 1.-警視庁、 2. 3.-厚生労働省、 4.-東京都福祉保険局

出典：医薬品管理センターホームページ

◆薬物乱用の弊害とは

薬物の直接的作用によりひきおこされる、脳や身体各臓器にみられる二次的障害のことです。



出典：財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター

***乱用される薬物の使用、所持、売買は法律で厳しく規制されています。**